

## 「ネイルMAX」 広告掲載約款

この広告掲載約款は、広告主および広告代理店（以下単に「広告主」という。）が、株式会社ミーティア（以下「当社」という。）に対し、当社が発刊する「ネイル MAX」（以下「本件雑誌」という。）または本件雑誌に関連する web やフェイスブック（以下「関連サービス」という。）へ広告を掲載することを委託し、当社がこれを受託する際の基本的な条件です。

### 第1条（契約の成立等）

1. 広告主と当社の間で成立する広告掲載委託契約は、次に掲げる各号の方法で行うことができるものとします。広告掲載料金の定価は、別途媒体資料に記載しています。

(1) 広告主が申込書に記名押印し、当該申込書を当社へ送付・送信し、当社が承諾する方法

(2) 受発注の意思表示を E-Mail にて相互に確認する方法

(3) 前各号のほか、当社が認めた方法

2. 広告主は、当社に対して、雑誌発売 2 カ月前までに行うものとします。但し、当社が承諾すればこの限りではありません。

3. 当社と広告主との間に書面による事前の合意がない限り、この広告掲載約款に記載されている条件が適用されます。

### 第2条（広告原稿の入稿方法）

1. 広告主が入稿を行う場合には、次項で定める日時までに、当社が別に定める広告原稿の基準に従った形式・形態で行うものとします。また、広告主が入稿済の広告原稿の変更をする場合も同様とします。

2. 広告原稿の入稿方法は、E-Mail にデータを添付し、当社の指定する E-Mail アドレスに送付するものとします。入稿期限は本雑誌発売日の 14 営業日前の 18 時までとします。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

### 第3条（広告掲載基準）

1. 広告主は、次の各号で掲げる内容が含まれる広告は掲載することができないものとします。当社は、広告主から掲載委託された広告の内容について、本件雑誌に掲載することがふさわしくないと当社が判断した場合、広告掲載を拒否することができるものとします。ふさわしくないと判断は、当社が独自に判断できるものとします。また、広告主は、掲載前に広告内容の承認を当社から得たとしても、広告掲載中、自らの責任において広告掲載基準を遵守することを保証するものとします。広告掲載中に広告掲載基準に違反したと当社が判断した場合は、第 7 条（契約解除）・第 9 条（違約金）の規定が適用されるものとします。

(1) 全部または一部が法令等に違反する内容、またはそのおそれがある内容

(2) 第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害している内容、またはそのおそれがある内容

(3) 第三者の名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害している内容、またはそのおそれがある内容

- (4)虚偽・誇大ならびに事実誤認を生じさせるある内容、またはそのおそれがある内容
- (5)成人向けの内容
- (6)本件雑誌の購入者または当社もしくは関連会社に対して不利益を与える可能性のある内容
- (7)その他、当社がふさわしくないと判断した内容

2. 当社が掲載した広告に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求などが当社になされた場合、広告主は、自己の責任と負担においてこれを処理し、当社に一切迷惑をかけないものとする。

#### 第4条（免責等）

1. 当社は、事故・天災等の不可抗力、等その他当社の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載委託契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当社は一切その責任を負わないものとし、当該債務は免除されるものとします。
2. 当社は、広告主が他の利用者または第三者に対して損害等を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。なお、広告主は、その損害等を賠償し、当社に対し一切迷惑をかけないものとする。
3. 広告掲載委託契約に関連して、当社が広告主に対して、損害賠償責任（債務不履行、不法行為等理由の如何を問わない）を負った場合には、当該賠償額は広告掲載委託契約に基づく当社が広告主から受領した広告料の総額を上限とします。

#### 第5条（支払方法）

1. 広告主は当社に対し、広告掲載月の月末締め翌月末までに支払うものとします。ただし、年間契約の前払いとする場合があります。当社が特に必要と判断した場合には支払条件を変更することがあります。この場合、当社は支払条件を広告主に通知するものとし、広告主はこれに従うものとします。
2. 広告主は本条に定める広告料の支払を行わない場合、当社に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利14.6%（年365日日割計算）の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第6条（秘密保持）

広告主は当社から開示された営業上・技術上の情報を、広告掲載の遂行目的以外に第三者に対し故なく開示・漏洩しないものとします。

#### 第7条（契約解除）

1. 広告主が次の各号の一つ以上に該当した場合、当社は広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の停止、広告掲載委託契約の全部もしくは一部の履行を停止または解除することができるものとします。この場合、広告主は期限の利益を喪失し、当社は、広告主に対し消化掲載数分または消化日数分についての広告料を直ちに請求するとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
  - (1)第3条（広告掲載基準）に違反したとき。
  - (2)第5条（支払方法）に違反したとき。
  - (3)広告掲載委託契約または当社との他の契約に違反し、当社の催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき。

(4) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、民事再生手続、会社更生、破産等の手続開始の申立があったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他広告主の財政状態が悪化したと当社が判断したとき。

(5) 広告主または広告主の従業員等が報道の有無を問わず法令に違反した場合などで、広告主から委託された広告掲載を継続することが当社または広告主の信用または利益を阻害するおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 広告主またはその役員が、暴力団ないし暴力団関係企業、これに準ずる者であることが判明した場合

(7) 広告主または広告主の従業員等が当社もしくは当社の関連会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。

#### 第8条（中途解約）

1. 広告主は、本件雑誌及び関連サービスへの広告掲載契約を解約することはできないものとします。ただし、第9条に定める違約金を支払う場合にはこの限りではありません。

2. 解約申し入れは、当社に対して書面もしくはE-mailにて行うものとし、当社がそれを承諾した日を解約申し入れ日とします。

#### 第9条（違約金）

1. 第7条に定める契約解除日もしくは、広告主からの解約申し入れ日と、当社が定める毎号の校了日（偶数月の10日）までの日数に応じて、下記の表に違約金の%を定め、当社と広告主が契約した掲載料金にこの違約金%を乗じた金額を違約金とするものとします。

ただし、年間契約の場合は契約した広告枠の定価に違約金%を乗じた金額を違約金とします。

2. 年間契約の場合、広告主が掲載予定の各号の校了日からの日数に応じて、各号当りの違約金を計算して合算するものとします。

契約解除日もしくは解約申し入れ日を校了日から起算して	年間契約	単発契約
2ヵ月以上前	50%	0%
1ヵ月前	80%	30%
3週間前	100%	50%
2週間前	100%	100%

#### 第10条（協議）

この広告掲載約款に定めのない事項およびその解釈に疑義が生じた事項については、当社と広告主との間で協議の上、誠意を持って解決・決定することとします。協議により解決できない問題については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意致します。

#### 第11条（約款の変更）

当社はいつでもこの広告掲載約款の各条項を変更することができるものとします。ただし、既に成立している広告掲載委託契約については、当該広告掲載を申し込まれた日における広告掲載約款の条項が適用されるものとします。

以上